(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市北井門二丁目四二二番八地先から同市二番町四丁目七番二まで	前	A 二四・〇〇～一一〇・〇〇メートル	六・二三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 二〇・七四～二九一・六〇〇	四・七九五	
	後	A 二四・〇〇～一一〇・〇〇	六・二三二	
		B・C 二〇・六四～二九一・六〇〇	四・七九五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A 二四・一三～六〇〇・九六メートル	四・一二三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四七・五八～六〇〇・八二	〇・二九九	
	後	A 二四・一三～六〇〇・九六	四・一二三	
		B 四七・五八～六五・六九	〇・二九九	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市余戸南三丁目一〇九七番三地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日十八時

○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A 二四・一三～六〇〇・九六メートル	四・一二三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四七・五八～六〇〇・八二	〇・二九九	
	後	A 二四・一三～六〇〇・九六	四・一二三	
		B 四七・五八～六五・六九	〇・二九九	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日十八時

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A 二四・一三～六〇〇・九六メートル	四・一二三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 四七・五八～六〇〇・八二	〇・二九九	
	後	A 二四・一三～六〇〇・九六	四・一二三	
		B 四七・五八～六五・六九	〇・二九九	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市余戸南三丁目一〇九七番三地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日十八時

○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号及び三百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
延岡市中の瀬町二丁目五八九三番一から同市川原崎町四八二番一まで	前	二〇・八九～三三・四八メートル	〇・〇八一キロメートル	
	後	二〇・八九～三一・九〇	〇・〇八一	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号及び三百八二番一まで　延岡市中の瀬町二丁目五八九三番一から同市川原崎町四二十六号　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十日

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 路線名　東九州自動車道

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐伯市大字上岡字角木二三五六番一から同市蒲江大字森崎浦字阪本六六三番六まで	前	二一・一五～一六一・七〇メートル	九・五八五キロメートル	
	後	二一・一五～一七三・〇九	九・五八五	

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

東九州自動車道　佐伯市大字上岡字北ノ迫二五八七番一から同市大字森崎浦字園地前八八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十六号	北海道広尾郡広尾町字モエケシ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四三林班に小班地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内	〃
〃	北海道広尾郡広尾町字フンベ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四五林班へ小班地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月二十日